

大分大学医学部宿日直規程

平成16年4月1日制定
平成16年医学部規程第1-17号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第44条第2項の規定により、大分大学医学部における宿直勤務及び日直勤務（以下「宿日直」という。）に関し必要な事項を定める。

(宿日直の勤務時間)

第2条 宿日直の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 宿直勤務 次条第1号に規定する者は、午後5時15分から翌日午前8時30分まで又は午後11時30分から翌日午前8時30分まで、同条第2号に規定する者は、午後4時45分から翌日午前8時00分までとする。なお、原則として6時間の仮眠時間を置く。
- (2) 日直勤務 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日（日曜日、土曜日又は休日に当たる日を除く。）並びに学長の指定する日について、第3条第1項第1号に規定する者は、午前8時30分から午後5時15分まで、第3条第1項第2号に規定する者は、午前8時00分から午後4時45分までとする。

(宿日直の職務内容)

第3条 宿日直の種類及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師当直 入院患者の巡回及び担当医師への連絡等
- (2) 医療技術当直 電話の收受等及び非常事態に備えての待機等

(宿日直の実施場所等)

第4条 宿日直の実施場所等は、次のとおりとする。

実施場所	勤務命令者	勤務者	勤務者数	備考
附属病院各病棟、高度救命救急センター及び集中治療部	病院長	附属病院の当該病棟の医師及び歯科医師である職員	各1人	
附属病院ME機器センター	病院長	附属病院医療技術部の臨床工学技士である職員	1人	

(休憩・仮眠施設)

第5条 宿日直者の休憩・仮眠施設は、指定する宿日直室とする。

(宿日直の免除)

第6条 次の各号の一に該当する者については、宿日直を免除することができる。

- (1) 新たに採用された者で、着任後1か月を経過しない者
- (2) 健康診断の結果、宿日直が不相当と指示された者
- (3) 女子職員（宿直勤務に限る。）
- (4) その他勤務命令者が指定する者

(宿日直の計画及び命令)

第7条 勤務命令者は、1月ごとに宿日直の計画を立てるものとし、当該月の前月の25日までに、当該職員に通知するものとする。

2 前項の通知は、命令通知簿により行うものとする。

(宿日直の交代)

第8条 宿日直を命じられた者で、病気その他やむを得ない理由により勤務することができないときは、勤務命令者の承認を得て、他の職員と交代することができる。

2 前項の規定により交代の承認を得ようとする者は、勤務命令者に願い出なければならない。

3 宿日直者が勤務中に病気その他やむを得ない理由により勤務することができなくなったときは、勤務命令者に報告の上、他の職員と交代することができる。

(勤務場所の厳守等)

第9条 宿日直者は、みだりに勤務場所を離れてはならない。

2 宿日直者は、勤務時間が経過した後であっても、引継ぎを終えないうちは、勤務場所を離れてはならない。

(非常災害時の措置)

第10条 宿日直者は、災害その他非常事態が発生したときは直ちに関係者に連絡し、臨機の措置をとらなければならない。

(宿日直日誌等)

第11条 宿日直室には、宿日直日誌その他宿日直に必要な物品を備え付けるものとする。

2 宿日直者は、所定の宿日直日誌に所要事項を記載し、署名押印しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、宿日直に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年医学部規程第1-6号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年医学部規程第1-4号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年医学部規程第1-3号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年医学部規程第1-5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。